

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、めまぐるしく変化する経営環境において、企業が安定した成長・発展を遂げていくためには、経営の効率性と健全性を高めるとともに、公正で透明度の高い経営体制を構築していくことが不可欠であるとの観点から、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置づけております。

また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるため必要な見直しを行ってまいりの方針であります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

#### 【原則1-2. 株主総会における権利行使】

##### 補充原則1-2-2

当社は、株主総会の招集通知について、記載する情報の正確性を担保しながら早期発送に努めております。また、現時点においては、招集通知の発送完了後に当社ウェブサイトやTDnet等への公表を行うという運用となっております。今後は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるようにさらなる早期の発送と電子的な公表の実施について検討してまいります。

##### 補充原則1-2-4

当社は、株主における機関投資家や海外投資家の比率も踏まえ、現時点においては議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳には取り組んでおりませんが、今後の株主構成の推移等も勘案しながらそれらの取組について検討を進めてまいります。

#### 【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

##### 補充原則4-11-3

当社は、取締役会の実効性の分析・評価について、取締役会の果たすべき役割・責務の質の高い実現という観点から、分析・評価手法も含め今後検討してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

#### 【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、株式を含む有価証券の取得等については、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであることを基準として、「投資管理規程」および「職務権限規程」等に基づき投資規模に応じて取締役会や投資委員会等において事前に審議するものとし、実行後においても定期的に取締役会に報告することとしています。株式保有に係る議決権行使においては、発行会社や当社の企業価値の向上に資するものであるかなどを総合的に勘案して個別具体的に検討してまいります。

#### 【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引については、取締役会での決議を要することとしており、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定数から除外した上で、取締役会において決議しております。また、取締役会での意思決定後も、管理部門等が取引の内容等の事後的なチェック機能を有しております。関連当事者取引の取引条件及び取引条件の決定方針等については、有価証券報告書等で開示しております。

#### 【原則3-1. 情報開示の充実】

- (1) 当社は、経営理念、経営戦略、中期ビジョン等を当社ウェブサイトおよび決算説明資料等に掲載しております。
- (2) 当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方をコーポレート・ガバナンス報告書および有価証券報告書等に記載しております。
- (3) 当社は、取締役の報酬決定にあたっては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の一任を受けた代表取締役が各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することとしております。
- (4) 当社は、取締役・監査役候補の指名を行うにあたっては、当社を取り巻く経営環境に鑑みて取締役会に求められる知識や経験を取締役会全体として充足するよう配慮した上で、当社グループの持続的な企業価値の向上に貢献できると判断される人物を選定しております。
- (5) 社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しています

#### 【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

##### 補充原則4-1-1

当社は、取締役会規程や職務権限規程等の定めに基づき、取締役会、代表取締役、取締役・使用人等の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化しております。

#### 【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役会5名のうち2名が社外取締役であり、いずれも独立役員として登録しております。当該社外取締役は、いずれも経営や投資の分野における高い見識と豊富な経験を有しており、専門的かつ客観的な視点から、取締役会の業務執行に関する監視機能を強化するとともに、それらの知見を当社の経営に活かすことで当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するものと考えております。

#### 【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にして独立性の高い社外取締役を選任することとしており、当社の社外取締役は、いずれも東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。また、当社の社外取締役はいずれも経営や投資の分野における高い見識と豊富な経験を有しており、これにより専門的かつ客観的な視点から取締役会の業務執行に関する監視機能を確保するとともに、取締役会における多角的かつ建設的な議論を促進することにつながっているものと考えております。

#### 【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

##### 補充原則4-11-1

当社は、当社を取り巻く経営環境に鑑みて取締役会に求められる知識や経験を取締役会全体として充足するよう配慮した上で、当社グループの持続的な企業価値の向上に貢献できると判断される人物を取締役として選定しており、現在の構成は適正であると考えております。また取締役会の規模についても同様であり、当社の定款においては取締役の員数は10名以内と定めておりますが、社外取締役2名を含む取締役5名の体制が現時点においては適正な規模であると認識しております。

##### 補充原則4-11-2

当社は、取締役及び監査役の重要な兼職の状況を、定時株主総会招集通知の参考書類や有価証券報告書等の書類において毎年開示しております。

##### 補充原則4-11-3

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載の通りです。

#### 【原則4-14. 取締役・監査役トレーニング】

##### 補充原則4-14-2

当社は、当社の取締役および監査役として十分な知見を有した人物がその任についていると認識しており、現時点においては取締役および監査役に対して随時必要と思われる説明を行う場合を除き、定型的なトレーニングなどの実施はしておりません。一方、当社では、主に社外役員に対して、当社の事業内容および組織ならびに経営戦略等に関する理解を深めることを目的に、必要に応じてこれらに関する情報等の提供を行っております。

#### 【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主を含む投資家との建設的な対話を促進するための体制として、経営管理本部管理部門をIR担当部署として位置づけ、当社グループ各部門との有機的な連携を図りながら、株主を含む投資家との建設的なコミュニケーションに取り組んでおります。

株主及び投資家からの対話の申し入れに対しては積極的に対応することとしており、随時国内外の投資家との間で個別面談や電話会議等の機会を持っております。また、代表取締役が年2回開催する決算説明会に出席し、会社の業績のみならず戦略等も含めた説明を行う機会を設けるとともに、代表取締役による事業戦略等を説明する動画を作成してウェブサイトで公開するなど、より実効的な情報発信にも取り組んでおります。

IR活動等を通じて寄せられた株主、投資家、アナリスト等の意見は、必要に応じて経営陣幹部や取締役会に報告しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
西江 肇司	6,238,200	41.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,253,000	15.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	900,500	6.05
CBNY—GOVERNMENT OF NORWAY	445,400	2.99
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	361,000	2.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	344,700	2.31
野村信託銀行株式会社(投信口)	330,000	2.21
長谷川 創	316,800	2.12
山沢 滋	287,200	1.93
西江 祐子	210,200	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

# // 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
高橋 知道	他の会社の出身者								○				
西木 隆	他の会社の出身者												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 知道	○	高橋知道氏はオープンアソシエイツ株式会社の代表取締役であり、当社は同社との間にPR業務受託等の取引がありますが、取引額は当社の事業規模に比して僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しています。 また、当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、善意・無重過失である場合に限り、会社法425条第1項に定める最低責任限度額を超える額について、損害賠償責任を免除しています。	高橋知道氏は、主に経営者及び経営コンサルタントとして培ってきた経営に関する高い見識と豊富な経験を当社の経営に活かすとともに、独立の立場から経営を監督していただけることを期待して選任しています。

西木 隆	○	当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、善意・無重過失である場合に限り、会社法425条第1項に定める最低責任限度額を超える額について、損害賠償責任を免除しています。	西木隆氏は、主に投資会社において培ってきた経営や投資の分野における高い見識と豊富な経験を当社の経営に活かすとともに、独立の立場から経営を監督していただけることを期待して選任しています。
------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査室は定期的に会議を実施し、監査計画、実施状況及び監査結果について適宜、情報交換を実施することで、監査手続を効率化するとともに、監査業務の質的向上を実現しております。

監査実務においては、日常業務における法令遵守状況の検証は内部監査室、企業統治面からの検証は監査役会、決算動向の検証は会計監査人といった業務区分をもって、内部統制手続に着手しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
玄 君先	弁護士														
河野 浩人	公認会計士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

### 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	--------------	-------

	独立役員		
玄 君先	○	当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、善意・無重過失である場合に限り、会社法425条第1項に定める最低責任限度額を超える額について、損害賠償責任を免除しています。	玄君先氏は、弁護士として高度な専門知識と豊富な経験を有していることから、これを当社の経営全般の監視に活かしていただけるものと判断しております。
河野 浩人	○	当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、善意・無重過失である場合に限り、会社法425条第1項に定める最低責任限度額を超える額について、損害賠償責任を免除しています。	河野浩人氏は、公認会計士として高度な専門知識と豊富な経験を有していることから、これを当社の経営全般の監視に活かしていただけるものと判断しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

当社の企業価値向上ならびに士気高揚による業績向上等を企図し、平成19年3月30日と平成26年1月16日に、当社取締役4名を含む役職員向けのインセンティブとして、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

当社の企業価値向上ならびに士気高揚による業績向上等を企図し、平成19年3月30日と平成26年1月16日に、役職員向けのインセンティブとして、ストックオプションを付与しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

取締役の報酬決定については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、当社取締役会の一任を受けた代表取締役が各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することとしております。

なお、監査役報酬については、株主総会決議により決定することとしております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役のサポートは管理部が実施しております。具体的には、当社の事業活動内容の適時適切な説明、社内制度の説明、取締役会・監査役会議事次第の補足説明ならびに関連書類の提示などを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は取締役会設置会社及び監査役会設置会社であります。取締役会は常勤取締役3名、社外取締役2名の5名体制で構成され、監査役会は常勤監査役1名、社外監査役2名の3名体制で構成されております。

### 1. 取締役会

当社の取締役会は常勤取締役3名、社外取締役2名の合計5名で構成されており、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置付け運営されております。

取締役会は、原則として毎月1回の開催され(定時取締役会)、その他必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、監査役が取締役会に出席することで、経営に対する適正な牽制機能を果たしております。

### 2. 内部監査室

当社では、監査を担当する部署として内部監査室(内部監査室長1名で構成)を設置し、管理部法務課長が内部監査室長を兼務しております。内部監査室長は監査役と毎月1回、定期的に会合を行い、監査の方法や結果について情報交換を行うことで相互連携を図っております。内部監査は、内部監査計画に基づき実施され、監査結果につきましては速やかに代表取締役に報告し、監査結果を踏まえた改善指示により業務改善を行っております。

### 3. 監査役会

当社は監査役会設置会社であります。監査役会は3名で構成されており、うち1名が常勤監査役、2名が社外監査役であります。監査役会は毎月1回の定時監査役会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を実施しております。また、監査役は定時取締役会及び臨時取締役会に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。取締役会は5名の取締役で構成され、うち2名を社外取締役とし、毎回活発な議論が行われています。また、監査役の過半数を社外監査役とすることで、より独立した立場からの監査を確保し、監査機能の強化を図っています。また、監査役会は適宜会計監査人、内部監査室と連携することで機動的な監査を可能としております。以上により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しています。

## ///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算開示後(年2回)に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	各種決算情報、適時開示資料等を当社ホームページのIRコーナーに掲載いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部が担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、顧客、取引先及び従業員等、当社のステークホルダーへの適時適切な情報提供を会社の重要事項として認識し、積極的に実施していく方針であります。 会社ホームページ及び適宜開催予定の会社説明会等を通じて情報提供を行って参ります。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、以下のように内部統制システム整備の基本方針を定めております。

#### 1) ベクトルグループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「ベクトルグループコンプライアンスポリシー」を制定し、ベクトルグループ各社の取締役は自らこれを遵守するとともに、ベクトルグループ各社の代表取締役は、その精神を使用人に反復伝達します。

監査役監査規程及び内部監査規程により、監査役監査及び内部監査の対象をベクトルグループ全社と定め、ベクトルグループ全体の法令及び定款の適合性評価を行っております。

#### 2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程、個人情報管理基本規程、インサイダー取引防止に関する規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

#### 3) ベクトルグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は「ベクトルグループコンプライアンスポリシー」を上位規範として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」及び「事故・不祥事等対応規程」をベクトルグループ各社に準用し、ベクトルグループ全体における潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制を構築しております。

また、監査役監査規程及び内部監査規程により監査役監査及び内部監査の対象をベクトルグループ全社とし、ベクトルグループ全体のリスク管理状況の監査、有効性評価を行っております。

#### 4) ベクトルグループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。

ベクトルグループ各社毎に組織規程及び職務権限規程を制定させ、ベクトルグループの取締役の担当職務、取締役・使用人等の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化しております。

#### 5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は「ベクトルグループコンプライアンスポリシー」を通じて、子会社の遵法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行っております。

ベクトルグループの総合かつ健全な発展を図り、業務の適正を確保するために、関係会社管理規程及び職務権限規程を制定し、子会社の事業運営に関する重要な事項については当社の承認を必要とすることとしております。

当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容及び事業活動を適時に的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出あるいは報告を求めることとしております。

#### 6) 監査役を補助すべき使用人に関する体制(使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項を含みます)

監査役会からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付として配置致します。取締役からの独立性を強化するため、監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならないものとします。

#### 7) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制(監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を含みます)

取締役会のほか、その他重要会議体への監査役への出席を確保し、業績等会社の業務の状況を監査役へ定期的に報告します。

監査役監査規程により、監査役が何時でも取締役及び従業員に対して営業の報告を求め、会社の業務及び財産の状況を調査することができる体制を確保しております。

#### 8) その他監査役を監査が実効的に行われることを確保するための体制(当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項を含みます)

取締役及び使用人は当社の業務又は業績に著しい影響を与える重要な事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反を認知した場合は、監査役にその都度報告する体制を構築しております。

また、監査役は監査役監査規程に基づき、会計監査人及び内部監査室等と緊密な連携を保ち内部監査の結果を活用するよう努め、監査の実効性確保を図っております。

関係会社管理規程、コンプライアンス・リスク管理規程、事故不祥事対応規程により、ベクトルグループ全体として適正な報告がなされるよう体制を整備しています。また、通常の報告体制とは別に所属部署の所属長や管理役職者を通さないコンプライアンス内部通報窓口を設け、報告による不利益の扱いを禁止する規程を整備するなど、報告者に不利な取り扱いがなされないことを確保する体制の整備に努めております。

#### 9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

ベクトルグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行っております。

当社の各部門及び当社子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努めています。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「ベクトルグループコンプライアンスポリシー」において、反社会的勢力との関係を持たないこと、及び会社の利益あるいは自己保身のために、反社会的勢力を利用しないことを基本方針としております。

また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。

具体的な対応方法としては、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、上記基本方針を明示するとともに、排除体制並びに対応方法を定め、ま

た、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会にも加入し、万々に備えて関係強化及び情報収集に努めております。

今後も所管警察署並びに関係団体と連絡を密にして情報収集に努め、反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めていくとともに、社内研修等においてマニュアルで定めた内容等の周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めてまいりたいと思っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制について

1. 適時開示体制の整備及び運用状況

(1) 適時開示体制の整備に向けた取組み

当社では、企業の社会的責任を果たしていくためには、ステークホルダー(利害関係者)に対して適時・適切な情報開示を行い、説明責任を果たすことが重要であり、これを遂行することにより、経営の透明性向上に資するものと考えおります。当該責任を果たすため、当社では、開示情報の種類、開示の基本原則、責任者、担当部門、開示プロセス等に関する定めを明文化し、重要情報の適時開示に関する法規・諸規則を遵守することを目的として「情報開示マニュアル」「情報開示体制概要書」を整備し、当該ルールに準じた運用を通じて、適時開示対象情報の当社グループ全体での一元管理、迅速かつ正確な適時開示プロセスの構築を図ってまいりました。

また、当社は、効率的な事業運営とリスク遮減の両立を図るべく、連結子会社を含む当社グループ全般の事業関連情報を情報取扱責任者に一元的に情報集約することで、所要の分析、検討を経て、適時開示対応に取り組んでおります(体制イメージについては、参考資料の「適時開示体制の模式図」を参照下さい)。

株主が公平かつ容易に情報アクセスできるよう、貴証券取引所の適時開示に係る規則等に基づく適時開示に加え、当社ホームページにおいて事業関連ニュースリリースを積極的に配信し、より分かりやすい事業内容、ビジネスモデルの説明に努めております。

(2) 適時開示担当組織の状況

(a) 担当部署名

管理部

(b) 情報取扱責任者の役職名及び氏名

執行役員 経営管理本部長 山本高太郎

(3) 適時開示手続き

1) 情報の収集

IR・広報などディスクロージャーに関する社内情報及び財務会計情報(子会社を含む)の収集については適時開示担当部門が一元管理を行います。

2) 情報の分析・判断

情報を収集した情報開示担当部門は、情報の内容を確認したうえで、情報取扱責任者の監督・指導のもと、必要に応じて社内関係者(代表取締役・取締役、経営管理本部長、管理部長等)とも協議を行い、直ちに次のいずれかに該当するか(重要情報に該当するか)についての判定を行います。

- i) 金融商品取引法に定められる重要事実該当するか
- ii) 東京証券取引所の規則に定められる適時開示が必要な開示項目に該当するか
- iii) i)及びii)いずれにも該当しないが、開示が望ましい重要情報に該当するか

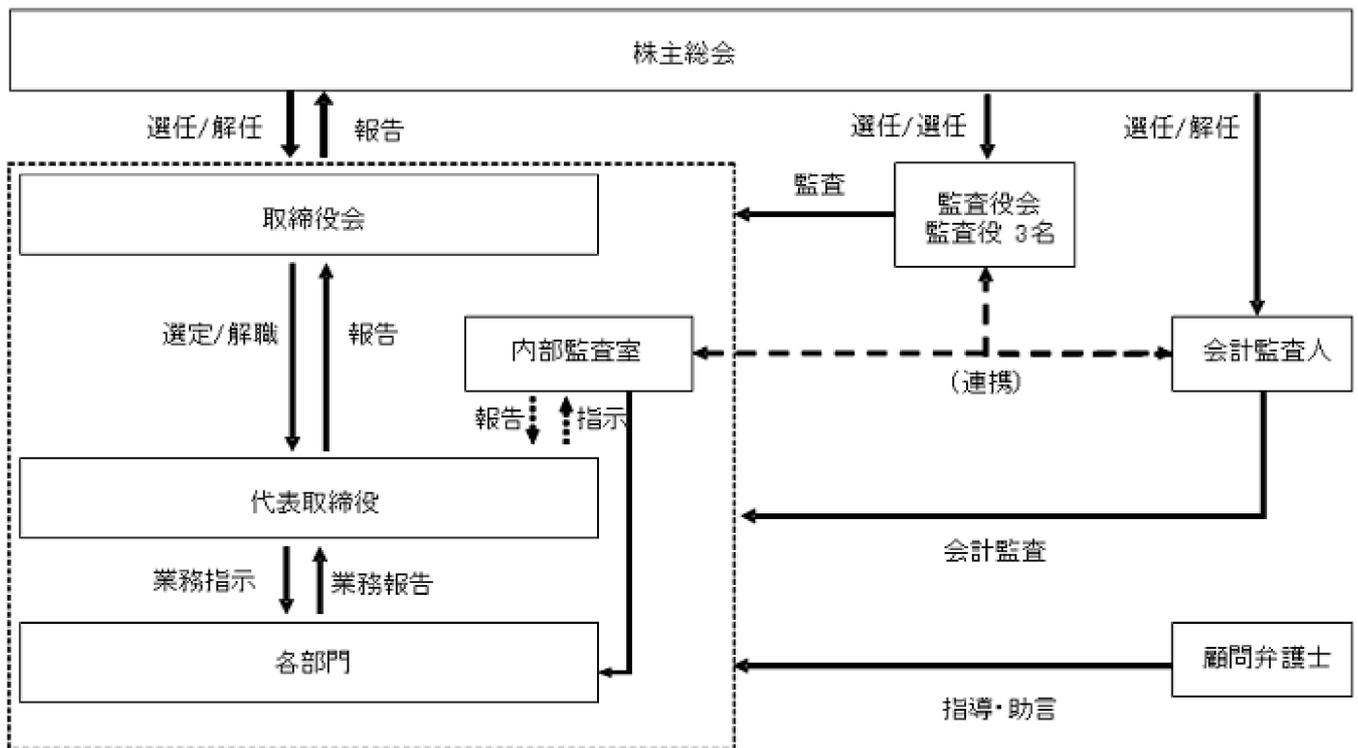
3) 情報の公表

重要情報に該当すると判断された場合は、情報開示担当部門が、代表取締役や取締役会の承認等の必要な決裁プロセスを経た上で、関連法令・ルールに従い、適時開示の手続を実行します。

4) 適時開示プロセスのモニタリング

監査役及び内部監査室は、適時開示プロセスが適正に機能していることを確認するため、必要に応じて、随時、その実施状況をモニタリングできることとしております。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

